

イーストスプリング・インド株式オープン 第15期 決算のお知らせ

販売用資料
2019年10月1日

当ファンドは、2019年9月30日に第15期決算を迎えました。基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、分配金の支払いを見送ることとしましたのでお知らせ申し上げます。

ファンド名	2019年 9月30日 基準価額	2018年 10月1日 基準価額	差	騰落率
イーストスプリング・インド株式オープン	13,836円	14,937円	-1,101円	-7.37%

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

(ご参考) 為替レート	2019年9月30日	2018年10月1日	差	騰落率
インドルピー (対円)	1.54円	1.59円	-0.05円	-3.14%

出所：為替レートは一般社団法人投資信託協会が発表する為替レートを使用。

当ファンドは2019年9月30日に第15期決算を迎え、基準価額水準および市況動向等を勘案し、以下の判断に基づき分配見送りを決定いたしました。

- ・基準価額水準：基準価額は13,836円となり、前期末基準価額14,937円を下回りました。
- ・市況動向：前回決算時以降、インドの主要株価指数であるSENSEX指数は、2019年6月には史上最高値を更新しましたが、その後は利益確定売りに押されるなど軟調な展開となりました。9月20日に大型の法人税減税が発表されると株式市場は大きく上昇して期末を迎えました。インドルピーの対円レートは前回決算時と比べて約3.1%の下落と、ルピー安が進行しました（詳細は2ページをご参照ください）。

設定来の基準価額の推移 (2004年9月30日～2019年9月30日)



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第379号／加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

191001 (01)

インドの投資環境

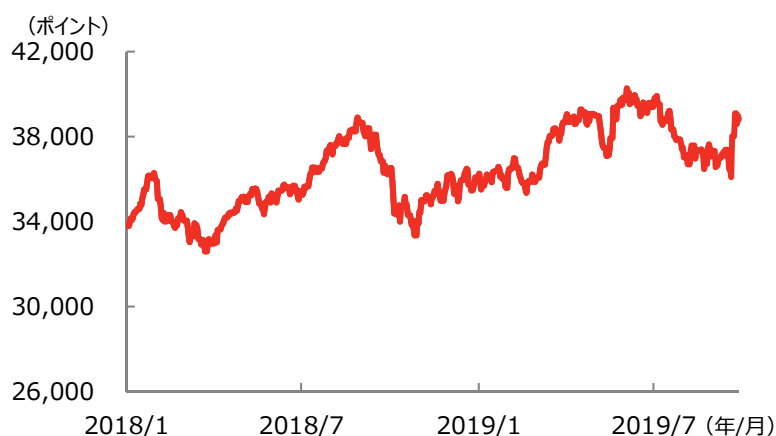
モディ首相による改革路線の継続期待から、主要株価指数は期中に史上最高値を更新

- 期初から2018年10月下旬にかけては、ノンバンクの流動性問題を巡る警戒感がくすぶったほか、米国に端を発した世界的な株安を受けてインド株式市場も軟調となりました。11月には海外市場の持ち直しや原油価格の下落などを背景にインド株式市場は上昇し、2019年4、5月の下院総選挙を控えて2月までは一進一退の状況となりました。
- 3月に入ると、2月中旬以降のパキスタンとの緊張の高まりに対するインド政府の対応が評価され、下院総選挙でのインド人民党（BJP）勝利への期待が高まって株式市場は上昇しました。
- 5月前半は海外株式市場の下落に連れ安となりました。しかし、19日の下院選挙の最終投票日後の出口調査でBJP優勢が示されると急反発し、実際にBJPが圧勝するとモディ首相の改革路線が続くとの期待感から一段高となりました。SENSEX指数は6月初旬に史上最高値を更新しました。
- その後は利益確定売りに押されて下落しました。景気減速感が強まる中で、期待されている景気対策がなかなか打ち出されてこないこともありインド株式市場は軟調に推移しました。8月下旬以降に景気支援策が相次いで発表されましたが、投資家心理の好転にはつながりませんでした。9月20日、市場で想定されていなかった大型の法人税減税が発表されると、株式市場は大きく上昇して期末を迎えました。

ルピーは対米ドルで小動き、対円では下落

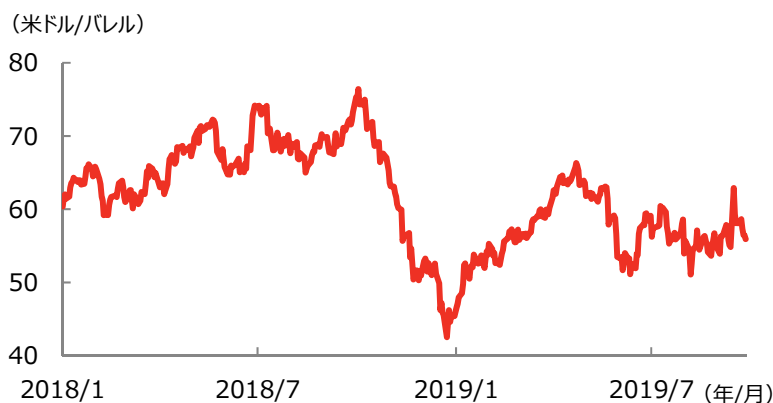
- インドルピーは、2018年10月中旬から11月末まで原油安を背景に対米ドルで堅調に推移しました。12月前半にはインド準備銀行（中央銀行、RBI）総裁の交代などを受けて一時下落しましたが、その後再び上昇しました。
- 2019年1月前半、原油価格が反発する中でルピーは再び弱含みました。3月は下院総選挙でのBJP勝利への期待を背景とした外国人投資家からのインド株式市場への資金流入を受け、ルピーは対米ドルで上昇しました。その後、7月まで比較的狭いレンジでの推移となりました。
- 8月に入ると、中国人民元的大幅下落に連れられてアジア通貨安となる中でルピーも大きく下落しました。9月に入るとやや反発し、通期ではルピー高米ドル安となりました。
- 円は、12月の米国株安や、8月に米中で報復関税の応酬となった局面でリスク回避の円買いが進んで対米ドルで上昇しました。通期では円の上昇幅が大きかったことから、ルピーは対円で下落しました。

【図表1】インド株式市場の推移（2018年1月1日～2019年9月27日）



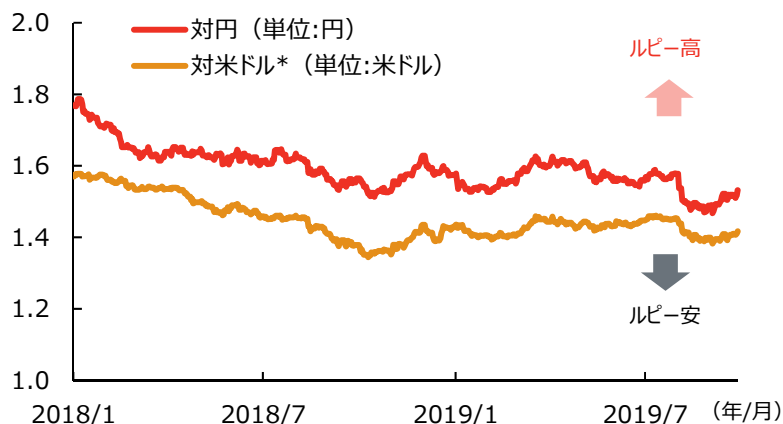
出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。
インド株価指数はSENSEX指数

【図表2】WTI原油先物価格の推移（2018年1月2日～2019年9月27日）



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

【図表3】インドルピーの推移（2018年1月1日～2019年9月27日）



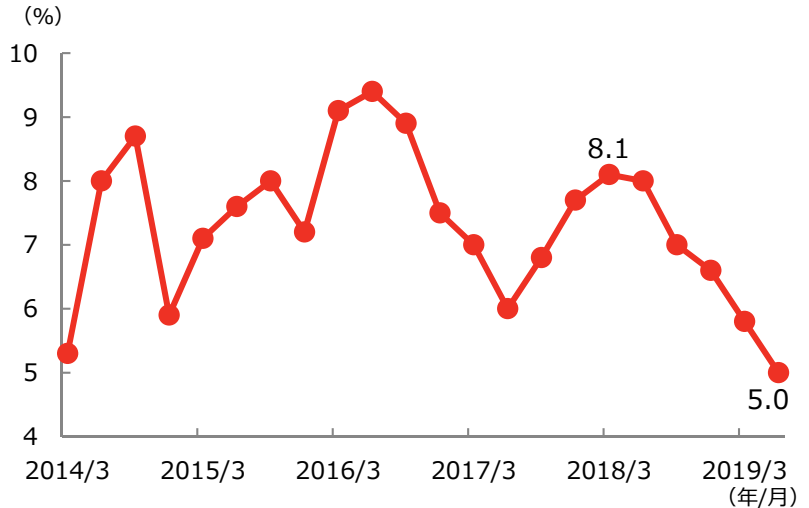
出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。
*対米ドルは100ルピー当たり。

今後の株式市場の見通し

足元減速する景気動向に注目

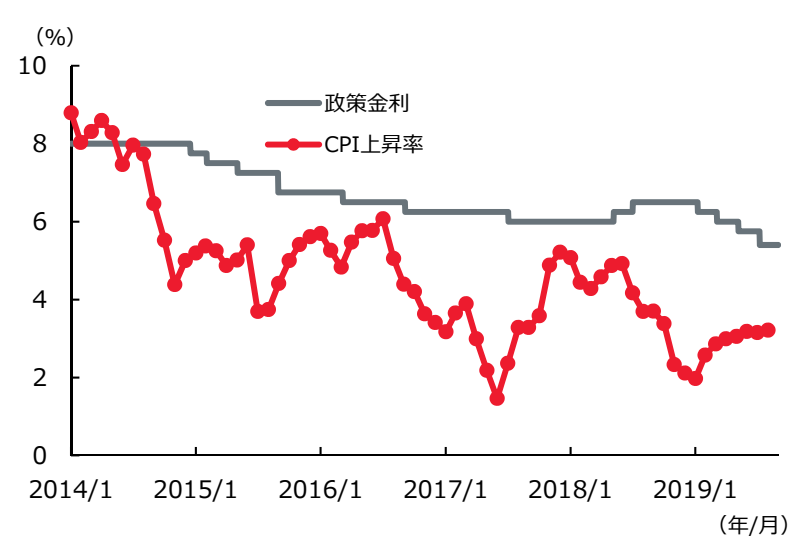
- 昨秋以降、流動性の問題を背景にしたノンバンクセクターの貸出の落ち込みが、消費者信用、さらに経済の重要なけん引役である個人消費の足かせとなりました。4-5月の下院総選挙の前には選挙動向を見極めるため投資が手控えられたこともあって、2019年4-6月期の実質GDP成長率は前年同期比で+5.0%となり、直近のピークとなった2018年1-3月期以降、景気の減速感が強まっています。
- 消費者物価指数（CPI）上昇率が落ち着いて推移していることからRBIは景気支援に軸足を移しており、2019年に入ってから8月初旬までに4会合連続、合計1.1%となる利下げを行いました。利下げの効果は徐々に現れてくると見られます。
- 8月下旬以降、政府は複数の景気支援策を発表しました。中でも、9月20日に発表した大型の法人税減税によって、投資家心理は大幅に改善しました。足元の景気の減速は需要の弱含みによるものと見られています。しかし、今回の減税は供給側の改革であるため需要を直接押し上げるものではないことから、景気の回復には少し時間がかかるものと考えられます。ただし、法人税がアジアの各国並みに引き下げられたことでインドの製造業の競争力が高まり、直接投資を引きつけると見られることから、中期的には大きな効果が見込まれます。
- 国内要因だけではなく外的要因もありインド株式市場は変動性が高まる局面が想定されますが、市場の調整局面はファンダメンタルズが堅固な企業の株式を割安な水準で組み入れる好機と考えています。

【図表4】インドの実質GDP成長率（四半期、前年同期比）の推移
(2014年1-3月期～2019年4-6月期)



出所：Bloomberg L.P. のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

【図表5】CPI上昇率（前年同月比）と政策金利
(2014年1月～2019年9月)



出所：Bloomberg L.P. のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。CPI上昇率は、2014年12月までは旧基準（2010年=100）、2015年1月以降は新基準（2012年=100）による統計、2019年8月まで。

ファンドの特色

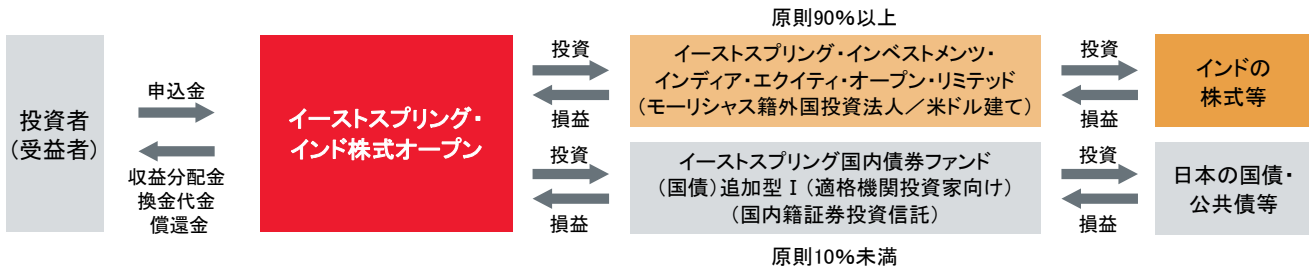
1 主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

- ▶ モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インド・エクイティ・オープン・リミテッド」（以下「インド・エクイティ・オープン」ということがあります。）（米ドル建て）への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インド・エクイティ・オープン・リミテッド」への投資比率を高位に保ちます。

※ファンドは実質的にインドの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、円対インドルピーの為替相場の動きに影響を受けます。

3 インド株式投資に関するイーストスプリング・インベストメンツの属するグループの運用力を活用します。

- ▶ 「インド・エクイティ・オープン」の運用は、アジア株式の運用拠点であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドは、グループ内のインド株式投資に関する専門知識と豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

4 原則として、為替ヘッジを行いません。

- ▶ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

170年以上の歴史を有する
英国の金融サービスグループの一員です。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。

＜充実したアジアのネットワーク＞



- ▶ 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2019年4月末現在、アジアでは14の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。最終親会社グループの運用資産総額は、2018年12月末現在、約6,570億ポンド（約92兆円、1ポンド＝140.46円）に上ります。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



外国の税制変更リスク

当ファンドが投資対象とする外国投資法人の設定地および投資対象国において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付したお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下①～③の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①インドの金融商品取引所の休場日 ②シンガポールの銀行休業日 ③モーリシャスの銀行休業日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	無期限(2004年9月30日設定)
繰上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.85%(税抜3.5%)を上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.3497%(税抜1.227%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に支払われます。
		委託会社 年率0.5500%(税抜0.500%)
		販売会社 年率0.7700%(税抜0.700%)
		受託会社 年率0.0297%(税抜0.027%)
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.60%(上限)
	実質的な負担 (①+②)	年率1.9497%(上限)(税込)
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入資産の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。	

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号/加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
藍澤証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第6号	○	○		
池田泉州TT証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第370号	○			
エース証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○		○	
九州FG証券株式会社	○		九州財務局長(金商)第18号	○			
十六TT証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第188号	○			
スターツ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第99号	○			
東海東京証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
とうほう証券株式会社	○		東北財務局長(金商)第36号	○			
内藤証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第24号	○			○
西日本シティTT証券株式会社	○		福岡財務支局長(金商)第75号	○			
西村証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第26号	○			
日産証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第131号	○		○	
ニュース証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第138号	○	○		
野村証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第1977号	○			
播陽証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第29号	○			
PWM日本証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第50号	○			○
ひろぎん証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第152号	○			
二浪証券株式会社	○		四国財務局長(金商)第6号	○			
ほくほくTT証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第24号	○			
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第167号	○			
三木証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第172号	○			
みずほ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三津井証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第14号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第181号	○	○		
むさし証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社足利銀行		○	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行		○	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社大分銀行		○	九州財務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行		○	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社京葉銀行		○	関東財務局長(登金)第56号	○			
ソニー銀行株式会社		○	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社第四銀行		○	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社大正銀行		○	近畿財務局長(登金)第19号	○			
株式会社東京スター銀行		○	関東財務局長(登金)第579号	○		○	
株式会社東邦銀行		○	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社徳島銀行		○	四国財務局長(登金)第10号	○			

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。

(次ページに続く。)

販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社西日本シティ銀行		○	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社肥後銀行(インターネット専用)		○	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社広島銀行		○	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福島銀行		○	東北財務局長(登金)18号	○			
株式会社北海道銀行		○	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行(インターネット専用)		○	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社三井住友銀行		○	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
三井住友信託銀行株式会社(投信ラップ口座専用)		○	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行		○	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)		○	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社山形銀行		○	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社琉球銀行		○	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。

照会先：
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 TEL.03-5224-3400
 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
 ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。